

○ 議案第56号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

※ 職員の庁舎及び公共施設敷地内での喫煙に係る事案を受け、市長にあつては自戒の意を込めて、副市長、教育長、常勤の監査委員並びに上下水道事業管理者にあつては申出により、次のとおり給料を減額するものであります。

1 令和5年4月の給料月額を次のように減額します。【第1条から第4条までの規定関係】

① 市長 給料月額の10分の2減額

② 副市長、教育長、常勤の監査委員並びに上下水道事業管理者 給料月額の10分の1減額

2 施行期日 公布の日

○ 議案第57号 大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について

※ 令和5年度において、次のように部の所掌事務を見直すものであります。

1 交流分野と観光分野における連携を強化し、相乗効果による本市の魅力向上を図るため、地域間交流に関する事務（企画部交流振興課関係）を観光文化スポーツ部に移管します。（第3条関係）

2 林業振興の取組の一環として、市有林の循環利用に係る取組を推進するため、農林部が分掌する事務として、市有林に関する事務を規定します。（第3条関係）

3 施行期日 令和5年4月1日

